

第1回 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会 議事録

日時：令和元年6月26日（水）14：00～16：30

場所：JA 三重健保会館 中研修室（4階）

（事務局） 【開会】

定刻となりましたので、ただいまから三重県環境審議会条例（第7条）の規定により設置されました「三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」の第1回部会を開催いたします。

本日の進行をさせていただきます大気・水環境課 課長の尾邊でございます。よろしくお願いいたします。

同条例第7条の規定では、部会の会務は部会長が掌理することとされておりますが、本日の部会は初回でございますので、部会長を決定いただくまでの会務につきましては事務局が代行して進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、事項書に従って進めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、環境生活部 副部長の岡村よりご挨拶申し上げます。

（岡村副部長挨拶）

（事務局）

続いて1点お諮りいたします。審議会につきましては原則公開としているところですが、委員の皆様に変更して公開の可否につきましてお諮りいたします。本部会を公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。ご了解をいただきましたので、本部会は公開とさせていただきます。

ここで、傍聴の皆様にお願いがございます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い、審議を傍聴いただきますよう、お願い申し上げます。これに反する場合には、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

また、議事進行中におきましては、ご議論に集中していただきたいと考えておりますので、できる限り撮影は冒頭のみでお願いしたいと思います。

御協力をお願いいたします。

続きまして、配布しました資料の確認をしたいと思います。

（事務局）

【事務局説明（略）】配布資料の確認 資料1～5、参考資料1

不足などございませんか。不足や落丁等ございましたら説明の途中でも結構ですのでお申し付け下さい。

ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に資料1としてお配りしました名簿順にご紹介させていただきますので、恐れ入りますが、ひとことずつ頂戴できますでしょうか。

(委員)

【各委員挨拶】

(事務局)

次に、事項書の2にございます、本部会の部会長のご選任をお願いしたいと思います。

まず、本部会の条例上の位置づけや、部会設置の経緯について、事務局からご説明申し上げたいと思います。

【事務局説明（略）】部会の位置づけ設置の経緯 資料2

部会長につきましては、参考資料1の三重県環境審議会条例第7条第3項の規定より、「部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する」こととされています。

どなたかご推薦、または立候補いただく方はございますか。

(推薦、立候補なし)

ご推薦、立候補がないようでしたら、事務局から酒井委員に部会長をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

皆様、よろしければ拍手を持ってご承認下さい。

(拍手により承認)

それでは、酒井部会長簡単にご挨拶をよろしく願いいたします。

(酒井部会長)

部会長を仰せつかりました、三重大学大学院生物資源学研究科の酒井俊典でございます。よろしく願いいたします。

先ほど事務局からご説明があったように11月までに結果を出さなければならないというタイトな日程であり、かつ、内容が色々な事に関連したものであり、大変難しい問題も含まれた内容にもなります。県民の安心安全というところが一番であるとともに、通常の経済活動が阻害されない、安全安心につながる施策となることが大事になってくると思いますので、ここにおられます先生方から忌憚のないご意見をいただいたうえで、きっちりとした形で11月までに取りまとめたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

また、三重県環境審議会条例第7条第5項では、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理すると定められておりますので、部会長の代理の方の指名をお願いいたします。

(酒井部会長)

では、宮岡委員にお願いできないかと考えております。宮岡委員いかがでしょうか。

(宮岡委員了承)

よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、酒井部会長、よろしく願いいたします。なお、撮影につきましては、議事進行の都合上、ここまででお願いしたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございます。

(酒井部会長)

これより、事項書に従い議事について進めて参りたいと思います。

事項書の議事(2)「三重県土砂条例(仮称)のあり方について」、5月21日に開催されました三重県環境審議会でご報告いただきました内容について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

【事務局説明（略）】

事項議事(2)「三重県土砂条例（仮称）のあり方について」資料2

(酒井部会長)

それでは、本件につきまして、御意見、御質問などがございましたら御発言をお願いします。

(委員)

他県で条例ができて、特に関東地方で先行して平成10年頃から動いているのですがそのきっかけをわかる範囲で教えてください。

(事務局)

関東地方や東京都市部からの土砂の流入による無秩序な土砂の堆積を防止することと土壌汚染対策法ができる前ことなので汚染された土壌による汚染の防止、この二つの観点と聴いています。

(委員)

東海圏は愛知を含めてあまり条例がないとのことですが、そのあたりの理由はありますか。

(事務局)

我々の調査では静岡県にも条例はありますが、静岡県は土砂の採取に関する条例での規制ですので、本来の土砂条例とは違うのかなと考えています。外部からの流入が少なかったことがあるため、愛知、三重には土砂条例がない現状があります。

岐阜県に関しては、三重県のフェロシルト問題をきっかけに条例がつけられている状況になっています。

(委員)

東海圏においては、他に先んじて条例を制定するというイメージなんでしょうか。

(事務局)

さきほどの説明の補足ですが、三重県内を調査したところ、船舶を使用して搬入されるという実情があるので、愛知県や三重県の北勢地方においては、土砂等が山に堆積されるということが少ないのかなと考えています。

1 総則

事項議事(2)「三重県土砂条例（仮称）のあり方について」資料3

（事務局）

【事務局説明（略）】条例の目的、用語の定義、責務の明確化

（委員）

用語の定義ということですが、改良土、再生土、土砂等といった用語を定義される
とのことですが、土砂等を入れる場所等の専門用語は定義されますか。

（事務局）

場所等の規定について用語を定める検討はしておりません。場所において適正な埋
立てが行われるように基準について、後に述べますが検討しています。

（委員）

基準の話になったときに、専門用語が難しいので、場の条件など専門用語の説明は
ここではしなくてもよいのですか。

（事務局）

必要に応じて定義していきたいと考えています。条例本文で定める場合もあります
し、運用上の通知等の中で、一般的な用語はそちらの方で改めて示すということも考
えています。

（酒井部会長）

また今後でてきたところで、改めて先生の方からご意見いただければと思います

（事務局）

例えば、条例作っていく中で、受け入れる場所の定義が必要とあれば、それは定義
していきたいと考えます。今はイメージがないので、何かあればご提案していただ
ければ定義していきたいと考えます。

（委員）

土砂を発生させる者については、土砂を入れる者だけでなく、土地所有者とか土地
を事業者に貸している地主さんも含めて全部が該当しますか。

(事務局)

今の考え方としては、土地を所有している者の中に土地を貸している者を含めて一定の責務を定めていきたいと考えています。

(委員)

土地を貸していて、全て任すからという形になっていても、地主なんでそこも含めるということでしょうか。

発生させる者について、そこまで広く含めてしまうという考えでしょうか。

(事務局)

土砂を発生するものというのは、実際に土砂を出す側の方でございまして、先生が言われるのは土地所有者になるかと思います。土地所有者は現に無秩序につまれている実情をみると、土地を貸している方、土地を所有している方について、それを認識し、一定の安全性の配慮、山積みになっているならやめてくださいという配慮等、土地所有者としての責務も必要であると考えています。

(酒井部会長)

そのあたりは法律の面からいうとどのようなイメージになるのですか。

(委員)

民法の原則論から言えば、土地を貸した人と借りた人がおり、使用の権利は借りた人に負担があるわけで、使用によって発生してくる責任は原則的には借りた人が負担します。

ただ条例で、特別に所有者の責任を認めるのであれば、それでもって所有者の責任の根拠が出てくるので、民法の原則を条例で修正することになるかと思います。

民法にも土地工作物責任というのがあって、所有者に関しては無過失責任、一時的には土地を占有しているものが負担する責任ですが、二次的な責任として土地所有者に無過失責任が課されるという規定があり、それにあたってくようであれば民法でも土地所有者の責任が認められることとなっています。

(酒井部会長)

法律的には、大丈夫ということでしょうか。

(委員)

そうですね、中身にもよりますが。

(委員)

目的規定のところですが、他の府県ですと、大きく分けて、災害防止と生活環境の保全の二つの大きい柱があり、両方定めているところが一番多く、災害防止だけであるとか生活環境の保全だけであるとか、土地の秩序ある利用も含めているところもありますが、今回の三重県の条例は災害と生活環境の保全の二本柱を目的とするという理解でいいでしょうか。

(事務局)

県民の不安の払しょくが大きな目的です。災害未然防止と生活環境の保全を図ること、県民の不安を払しょくする目的を達成するという構成を考えています。

(委員)

目的規定は、法的にみると行政訴訟になると原告適格という訴える原告としての要件があり、裁判所においては目的規定の規定ぶりから原告適格があるかどうかを判断しますので、県としてどこまでの範囲がこの条例で保護されるべきかという考え方と裁判所の考え方がずれるとよろしくないため、県としてどこまでの範囲をこの条例で保護されるかを考えたうえで、目的規定を考えていくべきかと思います。

(事務局)

次回までに一定の方向性をお示しいたします。

2 土砂等の埋立て等の把握

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)のあり方について」資料3

(事務局)

【事務局説明(略)】住民への周知(公表)、埋立地等の把握、土砂等の搬入規制、大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制、埋立地等の維持管理に関する規制

(委員)

住民への周知ですが、住民への説明を行っていけば、反対されていても構わないということと住民の合意がとれているということは、大きく違うと思われませんが、いかがですか。

(事務局)

必ずしも住民全員の合意を求めるものではなく、事業計画に対する周知等を的確に行うために事業計画書に係る説明会の実施を行い、地域住民からは生活環境の保全や災害防止の観点からご意見いただき、事業者へは一定の意見に対して、計画書への反映をお願いすることを考えています。住民側の方にもどういった対応がされたかわかるように県が申請書を公表して、周辺住民にみていただき、一定配慮されたことが確認できるような制度を考えています。

(委員)

説明会は開いているという事業者の主張と、説明会が不親切で聞えない説明ばかりだという、住民の主張があり、両者が対立することがよくあります。住民への説明会を行った書類を提出するという条件では、(説明会を)行えたことがすごく曖昧で、根本的な問題の解決になっていないと思われます。こういう条件で説明が行えている、そのあたりの細かいところまでの構想等がありますか。

(事務局)

目的は、県民の不安の払しょくになります。どこでなにされているのかわからないという状況があるため、まず第一に説明会を実施してもらい、どこの業者がどうゆうものをどこから持ってきているのか、ということ住民に説明してもらうことが重要と考えています。住民の方の意見としては、生活環境の保全や災害の未然防止の観点に限った条件が必要かなと考えています。いわゆる同意規定は考えておりません。

(委員)

周辺住民とは、下流側のどのエリアまで考えるかなど、対象範囲はどのように検討していますか。

(事務局)

今、検討中な状況でございます。一定の影響が及ぶ範囲が対象になるかと思いますが、申請の計画があった際に、関係市町も含めて検討していければと考えています。

(酒井部会長)

今のお話で、把握して規制を設けて、県が、この方向性に則した形であれば、ここはOKですよという、そういう基準を作るということでもいいですか。

そうすると住民に対して説明するときに、この地区、この埋め立てに関しては、県がOKしたよということと言えるということによろしいですか。

(事務局)

そのために安全性の基準などを設けて、土砂が崩れないような許可基準を作り、それで許可をするため、安全だといえる基準を作るよう頑張っていきます。

(酒井部会長)

その基準をこの部会で決めていくということですね。

(事務局)

今回一定の方向性でご理解いただければ、次回一定の基準をお示しいたします。

(酒井部会長)

皆さんそのような方向性で考えていくということでご理解ください。

そういう目で、一連の流れを見ていただいて、これではなかなか厳しいなど、ありましたらご意見ください。

(委員)

土砂等の搬入規制について、どういったものが運ばれてくるかについては、チェックすることになると思いますが、土質の検査について盛土の表面と下の方では、雨の当たり方も違います。どこを検査するのか、事業者にどこまで、どのように求めるかを教えてください。

(事務局)

条例本文に検査方法まで規定することは難しく思います。運用通知やマニュアルで事業者にも周知することを考えております。

どの量、どの深度、どの単位で測るのかについては、課題があると考えており、事務局側の案としては、発生場所ごとに測るのか、土壤汚染対策法に基づく検査に替えられるのかなど、一定の安全が確認できる方法を検討していきたいと考えています。

(委員)

県外事業者のチェックが難しいという話があったかと思いますが、条例の諮問理由にもあったように、県外の土砂が問題だと思つたため、先ほどの話にも出たようにどの部分の土砂を検査したかしっかりする必要があると思われまふ。

また面積的に申請よりももっと運び込めるとなつたときに、違う土砂が運びこまれる際、さらに申請、許可が要するような方向があつてよいのではないのでしょうか。

(事務局)

運び込まれる土砂の性状を事前にすべてを把握することは難しいため、実際に運び込まれるときに、発生場所、分析証も含め土質など汚染されていないことが確認できなければ三重県内に持ち込めないような制度としたいと考えています。

県外の確認ができてにくい部分については、再生土については、産業廃棄物由来の改良土など、三重県内の事業者は県の許可を得ているため、一定把握できており、安全性が確認できます。県外のものについては、三重県のものと同様にリサイクル認定書など、発生元自治体で発行しているもので確認できるようにしたいと考えています。

(委員)

上位の法令でそこまで求めれておらず、守秘義務を理由に書類の提出が断られた場合などはどうするのですか。

守秘義務を理由に成分が分からないものが持ち込まれば、地元住民は不安になります。このような抜け道がないような制度としてもらいたいと思います。

(事務局)

問題のない土であれば、持ち込むことができると考えているため、問題のないことを証明する資料を求めることを考えています。

(酒井部会長)

この場合の守秘義務とはどういうものですか。

(委員)

以前、別の審議会などで守秘義務を理由に土質の分析の内容などの提出を断られたことがあります。

(委員)

守秘義務を理由に土質のデータの提出を断るとするのは、法的には考えにくいと思われれます。

(委員)

盛土を設計するために土質のデータを出せないことは、無いかと思います。

(委員)

地主の立場からしたら、土砂を何処から持ってきたのかわかってしまうなど、そのようなことが理由ではないかと思われれます。

(事務局)

発生元が工場等の事業跡地である場合、有害物質が考えられるため、県としては、条例の制定にあたって、発生場所、土質についても必要なものと考えています。

課題については、検討したいと考えています。

(委員)

土砂を搬入した後に、有害物質が検出された場合、搬入土砂によるものなのか、もともとの土壌由来のものなのか後では判別しにくいことがあります。

因果関係をはっきりさせる意味でも、事前に（埋立地の）土質、水質を確認しておく必要があると考えます。

(事務局)

ご意見を踏まえて、現況調査の項目などを検討していきたいと思います。周辺環境に、影響が出ないような土質基準を設けていきたいと思います。

(委員)

維持管理について、いつまで事業者管理に管理責務を負わせることを考えていますか。

どこまで責任をもって管理等していくことを考えていますか。

(事務局)

許可に関しては、許可時、工事途中、完了時について安全性を把握するものであつて、将来的に管理していくことまで考えていません。

(委員)

将来的には、作った側が責任を持つということになるのですか。

(事務局)

完了確認後は、事業者の責任において管理していくものだと考えています。

(委員)

県内一律で、安全性の確保できる基準を設けるということだが、津市街地西側の丘陵地の土質と伊賀地方の土質とは異なります。東紀州地方の山地だと気象条件も大きく異なります。そのような中で県内一律の構造基準というのは大丈夫ですか。

(事務局)

構造については、運び込まれるものの土質が一定の基準である場合、県内一律で大

丈夫だと考えています。ただし、降雨強度については、地域ごとに計算因子となる降雨強度が異なっており、他法令の許可についてもそれを採用し審査しています。この条例においても、これらを参考に審査基準等を設けていきたいと考えています。

(委員)

細かい話になるので、条例本文でなく、マニュアル等に示していくということでしょうか。

(事務局)

許可制度ということになれば、審査する側として基準をもって審査することになります。

(委員)

表流水の状況も定期的に監視し、ということですが、表面と内部では水質が異なると思いますが、条例で何箇所採水しなさいといった基準を示すのか、マニュアルで示すことになるのですか。

事業者が作為的にサンプルを提出しないようにきっちり確認できる制度も必要と思われる。

(事務局)

あくまでサンプルテストになるが、埋め立て中においても盛土と接触した水を確認することを考えています。

埋め立て完了後においても、土壤汚染対策法を参考に分析方法を定めていきたいと考えています。

また、工事中、完了時にも立ち入り検査してすることなどの方法を考えていきたいと思っています。

(委員)

基本的なことだが、不適切な土砂（材料）が入り込まないようにしようというのがこの条例の主旨、リサイクル認定商品など通常流通していて、安全性の確保されているものについては、今までどおりの扱いという考えでよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。ただし、埋め立て場所については、現在、規制のかかっていない地区もあるので、崩落の危険性がないような形で基準を設けたいと考えています。土砂の安全性も併せて事前に確認したいと考えています。

既存のもので流通しているものについて、さらに規制を上乗せするものではありません。現在、問題となっているものについて対応していきたいと考えています。

(委員)

適正に流通しているものが入ってきたときに、水質基準を超えるようなものが出た場合、どのような扱いになるのですか。

(事務局)

生活環境の保全に支障をきたしているもので、今は顕在化していないだけというものであれば規制が必要だと考えますが、再生土等の課題については事業者ヒアリングを行うなどして、確認していきたいと考えています。

(委員)

再生土については、利用できる場所と、できない場所が出てくると思うが、その仕分けについてイメージがあれば教えてください。

(事務局)

水源地の上流の山林などに持ち込まれる場合については一定の規制が必要と考えられます。アルカリ性の高いものが持ち込まれた場合、植生にも影響が出るようであれば、覆土には真砂土等を使用しなければならないとか、施工方法について検討したいと考えています。

(委員)

山を切り開いて盛土をする場合、想像を絶する量の土砂が出てくると思いますが、将来的に山に戻せるように、植栽まで規定することは想定していないのですか。

(事務局)

構造の基準の中で、流出の防止対策、風化による飛散防止対策として、植栽、緑化を規定することも考えている。

(委員)

一定規模以上のものについて、3,000 m²以上というものを考えているということでしょうか。

3,000 m²で考えているのであれば、ほかの自治体では一団地規制をしているところがあると思いますが、どのように考えますか。

(事務局)

既存の法令の中でも、一定規模以上のものについて許可制度を適用しているものがあります。例えば森林法に基づく林地開発許可制度では、1ヘクタールを超えるものが対象になってきます。

この中で、1ヘクタール未満のものが連続して行われる場合、例えば水平距離が一定以下のものは一体のものみなすなど、異なる事業者であっても工事中道路を共有している場合は一体とみなす、といった判断基準を持っています。

おそらく他法令でもそういったものがあると思いますので、これらを参考に判断基準を作っていきたいと考えています。

(委員)

技術的な基準の中で法律的に問題があるということは、あまり考えられません。

3 土砂等搬入禁止区域

【事務局説明 (略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)のあり方について」資料3

(事務局)

【事務局説明 (略)】土砂等搬入禁止区域

(委員)

禁止区域を設定する想定している場面とは、それ以上その場所に土砂が搬入されると、危険が迫ってくるという場面を想定していると思いますが、例えば、本当に今にも崩れそう、今にも土砂を入れなくても崩れそうというような状況に直面した場合に、事業者側に義務を課すことなく、行政の側で危険を緊急的に除去するというような規定を盛り込むことは考えていますか。

(事務局)

今この条例の中で直ちに被害が起こりそうな場合の措置命令であるとか県の行政代執行を定めるところまでは想定していない。

事前に把握ししっかり監視指導してき、早期是正と対応を図っていくことで抑止できればと考えております。

ただ、将来にわたって土砂が搬入されることにより、更なる拡大や被害の拡大が予測される場合には土砂等搬入禁止区域を設置して、改善措置等の命令であるとか、何人も土砂の搬入ができない措置を講じるために規定していこうと考えております。

(委員)

今回の条例が対象としているのは一定規模以上の埋立て等を想定していると思いますが、指定に及ばない箇所は規模が小さいので危険もそれに依りて小さくなると思いますが、とはいっても危険が生じてくる場面もあるかと思いますが、もし、差し迫った危険があるような場合には、例えば他の条例でも手当ができていますか。

(事務局)

後の市町との連携で述べさせていただこうと考えていたところではありますが、県条例としては港湾を介して大量の土砂が搬入されている課題に対応するため、一定規模以上のところに対して、条例の中で規制を設けていこうと考えていますが、それ以下の部分については市町の方で、必要に応じて条例等の制定について、お願いしていこうと考えておりますので、一定規模未満のところについては、その地域の実情に応じた形での規制が必要であると考え、これから協議を進めていこうと考えています。

(委員)

私有地に権限のある禁止区域を設けても大丈夫ですか。

(事務局)

民地に制限をかけるため、財産権の侵害等のおそれもあるため、他府県の状況を確認すると、3か月程度一定期間、緊急的な措置のための期間として設定されているので、三重県としても緊急性回避の期間として3か月程度搬入禁止区域の期間を設けて、その間に事業者等に対して是正を指導し改善させていくことを考えています。

(酒井部会長)

3か月ぐらいであれば大丈夫ですか。

(委員)

最終的には裁判所の判断になろうかと思いますが。大丈夫である判断は難しいところもあります。他府県との均衡という部分も同じ日本の中で重要であると考えます。他府県、他機関の状況も一つの参考になります。

(委員)

3か月毎の延長はあるのですか。連続して設定することはできますか。

(事務局)

直ぐに回答できないが、他府県においては3か月の間に措置等を指導改善させていき、改善がなされない場合においては、別途措置が考えられます。期間の延長については他府県の状況や、委員の皆様のご意見をお伺いして、決定していきたいと考えています。

4 雑則

【事務局説明(略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)のあり方について」資料3

(事務局)

【事務局説明(略)】市町との連携、経過措置

(委員)

開発面積によって、市の条例や県の条例の適用があると思いますが、市町が策定している地域指定のようなものがあると思いますが、例えば水道水源保護地域だとか、洪水ハザードマップの浸水深度とか自然災害とか環境系の水道水源保護地域だとか県の条例をつくるにあたっては、市町との連携を考えた場合、考慮した方がいいと思いますが、それらを考慮した市町との連携を盛込む理解でいいですか。

(事務局)

事前に申請地等の把握ができるわけではないが、申請が出された際には市町長の意見を聴いてそういったところの配慮ができるように考えております。

(委員)

移行期間のところで、条例施行前に着手している事業に関して把握のための期間というのがありますが、条例前に着手している事業について今の時点で県側で把握している情報を持っているのですか。それとも、新たに調査していくようなことになるのですか。

(事務局)

全てのものが今の段階で把握しているわけではありませんが、現に問題となっている箇所は森林地等への土砂の堆積が大きく問題となっておりまして、1haを超えるものについては県の許可の中で対応がなされており把握ができます。1ha以下のものについては市町の方に伐採届で把握することができます。

(委員)

山林部については概ね把握ができるということですね。山林以外の規制がかからないことについて、何らかの新しい情報が無いと難しいということですね。

(事務局)

資料2の方でP12をご覧ください。条例制定の検討に際し昨年度県内全市町に対してアンケートを実施しており、P12は問題があるとして直接意見をいただいた結果になります。全部でAからIまで、こういった課題があるとしており、今、問題がある箇所は各市町で把握されており、県としても確認等しております。ただ、今問題がなく土が積まれているところが把握できるかというところではありません。そういったところを含めて、一定今行われている所を含めて移行期間として、条例公布後、1年以内ぐらいに、県の方で周知等を図っていき条例の移行を促していくことを考えています。

(委員)

ここであげられた市町は、そういう意識を持っていると思いますが、あがっていない市町はそういう意向でいいですか。

(事務局)

昨年度の1月から3月にかけて、全市町に対して課題等があるかアンケート調査を実施しており、課題があったところについて直接協議を行って把握できたものになります。

(委員)

ほぼ全てに近い感じで意向が確認されていることでよいですね。

(委員)

調整を行って連携していくことの役割分担の部分のイメージを教えてください。

(事務局)

一つは港湾を介して一定規模以上のところについて三重県が条例の中で規制をしていきますが、それ以下のものについて各市町が地域の実情に応じて条例で規制していくことを期待している部分と、既に条例を制定している市町もありますので、その市町とは連携しながら行っていくことを考えています。

(委員)

そこで(規模で)完全に分けてしまうイメージですか。一定規模以下であれば市町にお願いしてしまうということですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

それ以下は、県は全くタッチしないということですか。

(事務局)

その部分について必要な助言指導については、連携しながら行っていくことは考えています。

(委員)

監視指導は市町がやっていくということか。

(事務局)

そうなります。ただ、条例自体は3,000㎡以上になりますので、後に適用除外でご説明いたしますが、今考えているのは3,000㎡よりも上の部分を考えておりますが、県の方の監視下、それ以下のものについては市町の管轄で主体的に実施していただくことを想定しております。

(委員)

そういう仕分けにして運用していこうということですか。それはそれでよいですか。

(委員)

縛りが面積だけなのですか。例えば、すぐ下流側に重要な施設があるとか、土石流危険区域の中につくるだとか、そういった特定の条件があって、そういうところで事業をしたいという場合、そこは特殊な事案なので県が受け持とうということは考えていないのですか。

(事務局)

例えば県が砂防指定地や急傾斜の危険箇所である場所については各法令で指定しておりますが、その中では一定の許可の手続きが必要になるため、そういった危険な区

域は関係法令でカバーができるのではないかと考えています。

(委員)

その場合、最初から砂防指定地だとか土石流危険溪流といった自然災害が起こりうる危険性が高い地域は最初から規制しようとかは考えていないのですか。

(事務局)

そこは考えておりません。

例えば、砂防指定地であれば許可の際の基準があるので、砂防指定地の管理に沿った同等の審査をできる基準を設けたいと考えています。

(委員)

それは、最初から禁止区域にするとかではないのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

事業地に利用されるときに、例えば土止めとか転圧とか基準の面でハードルを上げるとかはできないのですか。

(事務局)

砂防指定地管理条例の中で基準もあることから、それら基準を参考にしながら、条例の基準なども設けていきたいと考えており、危険なところは危険として規制ができるようにしていきたいと思います。

(事務局)

法と条例の考え方ですが、条例は法を超える規定はできないことから、法令で予め上乗せできるとかの規定があれば別であるが、砂防指定地域でできないものはできませんし、我々は法の網が抜けているところに対して同じように規制していきたいと考えております。例えば砂防指定地域のような所であるならば、砂防指定地と同じ条件をあてはめようというようなことは試みています。砂防指定地でできないことはできない規定となるべきであり、上乗せしてまでは考えておりませんし、条例と法の関係上難しいと考えています。

(委員)

三重県の特に南部の地域では特に山が多い、定められている基準値よりも大きく雨が降っていて、水量は多いから厳しく規制をかけなければいけないだとか特例措置みたいなものは設けないのですか。

(事務局)

先ほども構造基準のところでも、回答させていただいたところにはなりますが、南部の方は雨が多い地域でありますので、そういった雨に対応した構造基準を設けるだとかというのは他法令の基準でもやっていることですので、それに準拠してやっていくことになるかと考えております。

(委員)

今のお話で、構造上の話は基準にのっとった形となるのでよいが、搬入される材料が安全性ぎりぎりのものと、今まで使っている良い土との区分や、且つここには適用できますといった土が搬入されることとなった場合、構造上安全であればよいが、安全性の見極めが難しくなる材料が入ってくる可能性があるので、土の材料の見極めができないと、なんでも許可された材料が入ってきたら安全ですよという材料の判断にしておくことは、ちょっとどうかと思います。

構造上のチェックの他に、地域によっては材料が適さないといった、材料の仕分け等がどこかでできていればよいのではと思います。

(事務局)

構造的なところでは、雨量強度として設定していることから、その範囲で一定の安全性は確保されていると考えられますが、少し検討させていただきたいと思います。

(委員)

安全であるという基準をどこに持ってくるかということかと思うので、搬入できる土をあまりレベルの高い土を持ってこないダメということになると、今の基準で(安全に)使えた材料が使えなくなってしまう材料があるかもしれません。今、流通している材料がどのレベルで使えるのか検討していただきたい。

4 雑則

【事務局説明(略)】

事項議事(2)「三重県土砂条例(仮称)のあり方について」資料3

(事務局)

【事務局説明（略）】立入検査、報告徴収、命令、罰則

(委員)

罰金など具体的な罰則は次回ですか。

(事務局)

次回の部会において、概ねどういった事項に対してどういった罰則を設けるかといった具体的なものをご提示できるよう整理したいと思います。

(委員)

他府県の状況をふまえて提示いただけますか。

(事務局)

他府県との比較を併せて提示します。

6 その他

【事務局説明（略）】

事項議事(2)「三重県土砂条例（仮称）のあり方について」資料3

(事務局)

【事務局説明（略）】適用除外、許可申請者の欠格要件

(委員)

きっちりした基準で動いているようなものは、今のままでよいですよという考え方ですか。

(事務局)

施工から管理において一連の中でしっかり管理されているもの、他法令等の基準に基づいて行われている等については適用除外していきたいというのが目的です。

(委員)

その中で①番の規模のところと⑦番の影響が小さいといった基準はどういった考え方か。

(事務局)

影響の大きさについては、他法令を参考にし、例えば都市計画法の規模要件 3,000 m²であるところ等を参考にするとともに、もう一つは現在、顕在化している問題事案の中で、尾鷲市、紀北町で実際に懸念されている箇所でももとは森林法に基づく伐採届が出されているが、最初の届出面積が 3,000 m²程度のものが大きくなったり、その中で危険な積み方をされたりといった問題になっていることから、そういったことを参考に面積を決めていきたいと考えています。

(委員)

それは面積だけですか。

(事務局)

高さについては、例えば宅地造成等規制法で 1m 超えるもので勾配が 30 度を超えるものについては擁壁とかの措置を講じることとなっていますので、それ以下のものについては、ある程度安全というか、影響が小さいものと考えて高さの制限を設けるというのも考えていきたいと思えます。

(委員)

周辺環境の影響は法律の中に入っているから、それを利用した形で使っていこうということですね。

(事務局)

最初に言われた水が集まる場所など、軟弱な地盤のところには盛る場合は構造基準の中で措置を設けることを考えたいと思えます。

(委員)

谷を埋める場合は河床勾配が急な場合も想定されるが、段々に切っていくことから、それなりに安定感はあると考えられますが、もともとの勾配が急であれば不安定な場合もあるかと考えられます。水抜きを考えないと滑る可能性もあります。地形勾配に合わせて、河床勾配が何度以下でないとダメだとかの基準を設けるべきではないでしょうか。

(事務局)

他府県の審査基準を参考にしているが、一定の勾配以上のものについては段切りを設けたりしているところもあります。

(委員)

段切り以外でも、例えば岩盤が露出している場合で盛る場合等滑りやすい地質などはあると思うが、岩盤と盛土の間に水がまわって滑るといった現象が考えられますが。

(事務局)

そのような滑りの現象については例えば杭打ちだとか、暗渠排水を設けるといったことを基準に設けている府県がありますので参考にしていきたいと思います。

(委員)

②番の他地区からの土砂等の移入が無いものとは、開発している領域内で土を動かしていいということですか。その土は検査しなくてもよいということになりますか。

(事務局)

判断基準として環境負荷が小さいという基準を持つと同じところで切った土を同じところに積むのであれば、そういった負荷は少ないのではないかという判断基準です。

(委員)

重金属等がもともとある所の土を隣に移したりした場合、検査しなくてもいいですよということになるが、大丈夫ですか。

(事務局)

土地の改変に伴うものになってくるため、土壤汚染対策法の適用を受けることもありますので、一定汚染については確認されることになって、何らかの措置がなされることになると思います。

(委員)

規模が小さければやらなくてよいということでしょうか。

(事務局)

条例の中で考えているのは、新たな土が入ってきて、新たなものが置かれた場合に、周辺環境への影響について確認することを目的としています。同じところで同じ土を使う行為については、極端な言い方かもしれないが、そこに関わる環境影響のポテンシャルは変わらないかと考えていることから、この条例における規制の対象と

は考えていないということです。

(委員)

他の規制に係ることでもあり、且つ小さな動かしであれば問わないということですね。いままで、気にしていなかった通りでよいということですね。

(委員)

同じ区域であれば同じような考え方でいいのかもしれないですが、土地を改変したために表層部に無かったものが出てきて、寝た子を起すようなことにはならないのですか。事前の地質調査等で確認しておく必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

土壤汚染等の確知のものであれば有効であるとは思いますが、条例の目的としては、土砂搬入等による生活環境の保全上の支障及び災害発生の防止を念頭においていることから、その場所で発生した土をそこで使うことについては新たな土の搬入ということではないことから、条例の対象とは考えておりませんが、一定規模以上等では土壤汚染対策の関係から調査義務があるため、他法令の中で一定担保されていることかと考えております。

(委員)

同じ土地であっても盛られることについては変わらないため、今回の条例で全然関係ないとは言えないのではないのでしょうか。

(事務局)

委員が言われることは、十分理解しておりますが、条例の契機になっていることは、港湾を介して一度に大量の土砂が搬入されていることについて何らかの規制が必要だということと、山林等について大量の土砂持ち込まれることによる崩落のおそれがあることや周辺環境への影響のおそれに対応することを目的考えているため、ご提案いただいた例示は条例の目的とは違って、他法令で規制することで対応することと考えております。

(委員)

何らかの形で対応できるということですか。

(事務局)

この条例以外のところでしっかりと対応できていると考えております。予め土地の改変の際に土質を調べる必要があるというのはご意見として賜りました。他法令で担保されていると考えております。

(委員)

土地の改変の際には土質を調べるということは検討するということですか。

(事務局)

予め許可申請をする際に開発する盛土する場所の土質を確認することは必要かと考えております。事業者としても今後発生する何らかの汚染等について因果関係を証明するものとして重要かと考えておりますので、そういうものを入れていくことも一つの方向性かと考えております。

(委員)

そこで担保されているということで、あくまでも土を入れてきた場合にどのように土を入れるかということが条例の趣旨になっているということですね。他法令で担保されている部分は他法令によることで整理するという方向で。今、法令で規制できないのは、不明な材料が大量に搬入されており、それが適正な材料であると県が認めたものだけを許可するという趣旨ですね。その基準をどこに持ってくるかというのは次回の部会ということですか。

(事務局)

次回部会において基準を検討いただけたらと考えております。

(委員)

適用除外の考え方について伺います。市町との連携というところから出てきましたが、三重県の市町が制定した条例適用除外というのは考えないということでしょうか。

(事務局)

三重県内の土砂条例を制定しているのは2市町ありますので、その2市町とは今後、一定のあり方が確認できた段階で条例そもそもの適用をどうするのかということを含めて協議を行ってまいります。

(委員)

今後考えていくということによろしいですか。

(事務局)

基本的には方向性として3,000㎡以上のものについては全市町に対して同じような規制をかけていくことを想定しておりますが、既に条例を制定している市町もありますので意向を確認する必要がありますので、一定の方向性が定まった段階で意向確認をして、例えば3,000㎡以上のものは県条例の適用で、それ以下のものが市の条例の適用であったり、または、条例は無いが3,000㎡以下のところで条例を制定いただくといった協議を行っていきたいと考えております。

(委員)

3,000㎡以上とのところで全市町の足並みが揃うことによろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

適用除外の中の⑦番、その他で災害発生や生活環境への影響のおそれが少ないものとは、例としどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

例えば、製品製造のための原材料、コンクリートであるとかガラス製品であるとかの原材料をその場に堆積するものは災害発生のおそれが無いものと考えております。

その他、運動場の凸凹を整備したり駐車場を整地するとかといった維持管理的なものは災害発生が少ないものとして考え予め除外したと考えております。

(委員)

ガラス、コンクリートの原材料を一時的にどこかに保管しておく場面を想定しているのですか。

(事務局)

同じヤードの中で堆積する場合を想定しています。

(委員)

例えば、ガラス、コンクリートの製造工場を尾鷲等につくる予定で原材料を搬入し

事業が頓挫した場合も想定されるが、その場合は許可の審査の時点で企業の実態、今後の運営の可能性といった所で判断していくことになるのですか。

(事務局)

無許可の状態となるので指導の対象になってくると思います。

同一敷地内で考えておりが、委員の例は同じ場所ではなくて山に置かれている状態を想定されていると思いますが、適用除外で想定しているのは同一ヤードで製品保管として置かれる場合だと、工場事業の中で一定管理されていることと考えられることから、適用除外を考えていますが、全く違う場所ですと一時堆積にあたる部分には規制をかけることを考えていることから、一時堆積に適用の範囲に入ってくると考えられます。

(委員)

ガラス工場、コンクリート工場の一般的な規模だとどのぐらいの土砂を堆積するものですか。

(事務局)

セメント工場になると大規模になるし、ガラス工場であるとそれほど大きくないと考えられます。四日市のコンビナートでガラス製品の材料を置いていると3,000 m²を超えるような堆積も考えられます。仮に条例の適用を考えると、工場、事業場の中にまで条例の対象になってきます。

(委員)

原材料だからと言って管理が行届かない場面も想定されるように考えられます。すぐ使うものであるので、崩れるのを気にしていない感じも受けるが、原材料を堆積させる行為は規模とかを問わずに除外するという考え方でよろしいか。

(事務局)

適用除外の考え方としては、責任の所在や、適正な管理体制が確保されていることを前提に考えており、工場、事業場の製造過程における材料であれば、管理体制や責任の所在が明確になっていると考えられるため、この条例の適用を受ける必要はないと考えられます。

今回の条例は山林等において不適正な土砂の堆積等を予防して、管理が行われていないものに対しては規制をかけることが主なものとなっています。そういった観点から適用除外として他法令等の管理体制等で確認されれば問題ないと捉えられるのではないかと考えております。

後、委員ご指摘のように、例えば原野の中に原材料だけ積まれているような状態では管理されておらず、条例の対象にすべきと考えております。ポイントは他法令や工場、事業場の管理体制が他法令で担保されているかどうか。条例をかける必要があるかないか、を判断基準とすべきと考えております。

(委員)

適用除外が条例の抜け道とならないよう、うまく規定を組み立てていただければと思います。

今回は運用の仕方を明確にさせていただけると思いますので、準備の方をよろしくお願ひいたします。

(委員)

条例の運用は県がするのか。

(事務局)

体制は検討中ではありますが、3,000 m²以上のものについては県で許可審査を行い、監視体制等も含めて対応していくことを考えています。

(酒井部会長)

今回の部会には基準や数値を事務局から提示いただき議論できたらと思います。

(酒井部会長)

よろしいでしょうか、色々ご議論いただき貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございました。

次にその他について事務局からありますでしょうか。

(事務局)

【事務局説明 (略)】 スケジュール 資料5

(酒井部会長)

説明いただいたスケジュールで進めたいと思いますが、タイトな日程になっておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

(酒井部会長)

委員の皆さまには、長時間にわたり、貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございました。今日いただいた意見をもとに、案を考えていただければと思います。

以上を持ちまして、本日の議事については全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

酒井部会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さま、長時間のご議論ありがとうございました。

いただいた意見等を踏まえまして、次回以降の部会の準備を行ってまいりたいと考えています。

最後に、次回の開催日程について、ご連絡させていただきます。

今回は本日いただきました意見を反映させたかたちで、中間（案）を作成いたしますので、その内容についてご議論いただきます。

日程は、事前に調整させていただきました通り、7月24日（水）に開催させていただきますので、ご予定いただきますようお願いいたします。

場所や時間など詳細につきましては、あらためて事務局からご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。